

教育委員会会議 令和4年4月定例会 会議録

日 時	令和4年4月28日（木） 13:30 開会 15:12 閉会	会 場	津山市役所 202会議室
出席委員	有本 明彦 土居 道宏 光岡 宏文	福見 弘	薬師寺 明子
出席職員	栗野教育次長	奥田子ども保健部長	
	馬場子ども保健部次長(兼)子ども保育課長	廣野子ども保育課主幹	
	梅原教育総務課長	高岡学校教育課長	
	仁木次世代育成課長(兼)青少年育成センター所長(兼)鶴山塾長	金田保健給食課長	
	鏡子ども保健部次長(兼)健康増進課長	野村健康増進課主査	
	小須田教育総務課長補佐(兼)企画総務係長	山本生涯学習課長	
	平井学校教育課参事(兼)課長補佐	伊東教育総務課主任	
議 事	案	件	担 当 課
1.開 会			
2.教育長あいさつ			
3.会議録署名者 について			
4.前回会議録の 承認			
5.教育長等の 報告			
6.議 事			
(1)議 案	<ul style="list-style-type: none"> ① 津山市社会教育委員の委嘱について ② 令和4年度 校務を分担する主任等の発令について ③ 津山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について ④ 津山市教育支援委員会委員の委嘱等について ⑤ 津山市特別支援教育推進センター職員の委嘱等について ⑥ 津山市地域学校協働活動推進委員の委嘱について 		<ul style="list-style-type: none"> (生涯学習課) (学校教育課) (学校教育課) (学校教育課) (学校教育課) (学校教育課)
(2)報 告	<ul style="list-style-type: none"> ① 執行体制（令和4年4月1日現在）について ② 令和4年度 津山市の教育（教育要覧）について ③ 令和4年度 小中学校児童生徒数・学級数（速報値）について ④ 令和3年度 5歳児健康調査の結果について ⑤ 津山市共通支援シートによる情報連携のための ガイドライン策定について 		<ul style="list-style-type: none"> (教育総務課) (教育総務課) (学校教育課) (子ども保健部) (子ども保育課)
7.その他			
(1)各課からの お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ① 給食だより、4月イチオシ！給食レシピについて ② 津山市教育委員会通信5月号について ③ 津山市立幼稚園通園バスラッピングお披露目会の実施報告について 		<ul style="list-style-type: none"> (保健給食課) (学校教育課) (子ども保育課)
(2)次回定例会の 開催について	・津山市教育委員会会議5月定例会の日程について <div style="text-align: right;">令和4年5月26日(木)午後1時30分から</div>		
(3)その他			
8.閉会			

傍聴 3名

教育委員会会議 令和4年4月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

市民憲章唱和

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

4. 前回会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

なし

6. 議事

(1) 議案

①津山市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明（資料 6-1-1）

社会教育法第 15 条及び津山市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、津山市社会教育委員を委嘱するものです。委嘱期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなっており、今回委嘱する 10 名のうち、5 名が新任となります。

②令和 4 年度公務を分担する主任等の発令について（学校教育課）

概要説明（資料 6-1-2）

学校教育法施行規則第 44・45 条並びに第 70・71 条に基づき、校務を分担する主任等の職として、教務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・進路指導主事及び司書教諭を発令するものです。主任発令具申者については、資料一覧表のとおりとなっております。

③津山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について（学校教育課）

概要説明（資料 6-1-3）

津山市いじめ問題対策連絡協議会条例第 3 条から第 5 条の規定に基づき、委員を 6 名を委嘱・任命及び解嘱・解任するものです。この度の委嘱・任命及び解嘱・解任は、主に関係団体機関の人事異動によるもので、委嘱・任命期間は令和 4 年 4 月 1 日から前任者の残任期間である令和 4 年 10 月 31 日までとなります。

④津山市教育支援委員会委員の委嘱等について（学校教育課）

概要説明（資料 6-1-4）

津山市教育支援委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、津山市教育支援委員会委員の委嘱及び解嘱をするものです。この度は解嘱 3 名、委嘱 2 名となっており、委嘱期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 10 日までとなります。

⑤津山市特別支援教育推進センター職員の委嘱等について（学校教育課）

概要説明（資料 6-1-5）

津山市特別支援教育推進センター規則第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、津山市特別支援教育推進センター職員の委嘱及び解嘱を行うものです。4 月 1 日付けの人事異動により、3 月 31 日付で 4 名を解嘱、4 月 1 日付で 5 名を委嘱します。

⑥津山市地域学校協働活動推進員の委嘱について（学校教育課）

概要説明（資料 6-1-6）

社会教育法第 9 条の 7 及び津山市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条の規定に基づき、津山市地域

学校協働活動推進員 40 名を委嘱します。委嘱期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

(2) 報告

①執行体制（令和 4 年 4 月 1 日現在）について（教育総務課）

概要説明（資料 6-2-1）

今年度の教育委員会の執行体制について、教育委員名簿を資料 1 ページに、執行体系を 2 ページに記載しています。3 ページ以降には、教育委員会とこども保育課の配席表を記載しています。最後の 6 ページには、小学校・中学校・幼稚園の管理職名簿を載せております。今年度は、この執行体制に基づき業務を行ってまいります。

②令和 4 年度 津山市の教育（教育要覧）について（教育総務課）

概要説明（資料 6-2-2）

今年度の教育要覧を作成しました。本市の教育について教育大綱、第 3 期津山市教育振興基本計画、令和 4 年度重点施策の概要を 1 枚にまとめ、わかりやすく紹介する資料となるものです。今年度も様々な場面で活用し、多くの方に本市の教育を発信し、知ってもらいたいと考えています。

③令和 4 年度小中学校児童生徒数・学級数（速報値）について（学校教育課）

概要説明（資料 6-2-3）

今年度の児童生徒数・学級数について、4 月 11 日の入学式時点での人数となります。昨年度と比べて、小学校、中学校とも児童生徒数は若干減少しており、学級数はほぼ横ばいとなっています。

昨年度と大きく異なる点として、喬松小学校が今年度から複式学級になるクラスがあるため、全部で 5 クラスとなっています。昨年度は県の加配により複式学級が解消されていましたが、今年度は複式対象が 2 クラスあり、1 クラスは県の加配により複式が解消されましたが、残る 1 クラスが複式学級になったものです。

④令和 3 年度 5 歳児健康調査の結果について（こども保健部）

概要説明（資料 6-2-4）

5 歳児健康調査事業は、支援が必要な児を早期に発見し、適切な対応を行うために、平成 30 年度、令和元年度はモデルとして各年度 10 園ずつ実施し、令和 2 年度から全園で実施しているものです。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、要観察・要支援とした児について、全数面接ではなく、希望された方のみでの面接に変更して実施しました。

事業の流れについては、資料に記載の①から⑥のとおりです。

調査結果の中で「要観察」は、ある程度個別的に配慮は必要だが、園側の環境の工夫や声かけ等により集団生活ができるため、園で今後も経過を見ていく児、「要支援」は、より専門的な支援があった方が良いと思われる児、「管理中」は、すでに療育機関や通級指導教室等の支援を受けている児となります。

令和 2 年度は 31 園で 819 人の調査を実施し、要観察が 98 人、要支援が 67 人、管理中が 76 人となり、何らかの支援が必要な児が合計 241 人、約 3 割となりました。要観察・要支援となった児については、各園担当の保健師が、年長児での状況を確認しています。その結果、支援の必要なしとなった児が 7 人、園での経過観察が 98 人、療育紹介が 32 人、通級紹介が 20 人、医療機関紹介が 4 人となりました。令和 2 年度に保護者面接の結果、発達相談を受けられた 39 人については、その結果と園の先生の観察によって、年長児での状況が変わっています。

続いて令和 3 年度の結果です。令和 3 年度は年中児 813 人中 806 人に調査を行いました。その結果、「要観察」「要支援」の児は、82 人と 69 人で合わせて 151 人となっております。「管理中」の児は 114 人で、令和 2 年度より多くなっているのは、この調査以前に 3 歳児健診などの健診後のフォローや園の先生方からの声かけで必要な支援に繋がったケースが多くなっているためです。要観察・要支援児等の保護者面接結果については、園での経過観察が 112 人、療育紹介が 28 人、通級紹介が 3 人、発達相談を受けられた方が 22 人、医療機関紹介が 6 人となっております。

5 歳児の健康調査事業が始まり、保育園の先生方から、調査結果を健康増進課内にとどめることなく、教育委員会をはじめとする関係機関と共有し、活用することで、各小学校からの就学前の園訪問や、保幼小連絡会の充実をして欲しいという要望が出たため、この度の共通支援シートの作成に繋がっております。

⑤津山市共通支援シートによる情報連携のためのガイドライン策定について（こども保育課）

概要説明（資料 6-2-5）

発達支援が必要な子どもは、生涯にわたり一貫した支援体制の整備が重要ですが、津山市では、特に通常の学級に就学する場合に、指導要録と口頭による情報提供だけで引き継がれているケースも多いという現状があり、そのため、詳細な子どもの様子が伝わらず、就学後、子どもの状況に合わせた準備や対応が遅れるという課題がありました。そこで、発達障害者支援関係者連絡会のワーキング部会において、発達支援が必要な子どもの育ちや学びが途切れることのないよう、またライフステージの最初の移行期である就学前後における支援の連携が充実するよう「津山市共通支援シート」を作成しました。この共通支援シートは、就学時だけではなく、個別支援計画・個別指導計画作成時や情報連携時にも活用できる点が特徴です。

それぞれの支援者が、「バトン」をつなぐよう連携を深め、子どもたちのいきいきとした園及び学校生活を目指し、様々な場面でこの共通支援シートを活用したいと考えています。

今年度は、津山市内の保育園（所）・幼稚園・認定こども園8園をモデル園として運用を開始し、令和5年度には全園に拡大し、様々な場面で活用していきたいと考えています。具体的な運用については、担当から説明します。

ガイドラインと共通支援シートの運用について説明します。

今までは、就学の際に指導要録の写しを小学校に送っていましたが、記載されている内容が限られていたことや、診断名の有無に関わらず、困り感を持った子どもが多くいる現状を踏まえ、園で持っている情報をしっかりと小学校へつなげていきたいという思いから、共通支援シートを作成しました。

この共通支援シートは、指導要録の添付資料という位置づけで扱い、対象は、①保育園等在園中に支援が必要な子ども、②5歳児健康調査事業で「要支援」「管理中」となった子ども、③その他、入学後に配慮や支援が必要と考えられる子どもです。また、園の個別指導計画・支援計画と兼ねていますので、学期途中・年度途中であっても状況に変化があった時に随時見直しを行い、記入は、園長指導のもとで担任が行うこととしています。さらに、活用に関しては、就学のみならず、園内の個別指導計画として使用する他に、園内ケース会議や巡回相談、福祉サービス担当者会議、5歳児健康調査事業における園の意見書として使用できる旨を記載しています。

活用の際には、個人情報の取り扱いが問題となりますが、指導要録の抄本を小学校へ提供することは、法令に基づいた行為となるため、添付資料として取り扱われる共通支援シートは、本人や保護者の同意が必須ではありませんが、トラブル防止の観点から、保護者の同意の有無を確認し、シートに記載することとしています。活用場面によっては外部に出ていく資料となりますので、その時は必ず保護者の同意を得て、外部の方との協議に使うことを各園にも周知しています。また、共通支援シートは、作成した園で5年間保管することとしています。さらに、保護者との信頼関係の構築、連携にも触れており、日頃から信頼関係を深め、良好な関係づくりに努めるとともに、機会を捉えて「一緒に成長を見守り、小学校と情報の共有をしながら、連携している」ことを周知することが大切であると記載しています。

共通支援シートによる情報連携については、まず「送る側」の保育園等から「受け取る側」の小学校に引き継ぐことを原則とし、対面での引継ぎを行う場合は、各園・学校の実態に合わせて確実に実施することとしており、活用例を示しながら分かりやすく記載しています。また、小学校においても、関係者からの情報を他の教職員と共有するとともに、小学校の個別支援計画や個別指導計画へ反映させることとしています。

先述しましたとおり、この共通支援シートは、保育園等で作成する個別支援計画及び教育支援委員会資料の個人調査票を兼ねており、必要に応じて、園内ケース会議等の様々な場面で活用できることとしています。また、必要な情報を引き継ぐため、診断書や発達検査の結果等の添付もできることとしています。

続いて共通支援シートの様式について説明します。教育支援委員会の個人調査票を参考に、様式AとBを作成し、Aが基本情報、Bが詳細情報となっています。Aの基本情報には、子どもの氏名や家族構成、生育歴や診断・相談結果等を記載します。Bの詳細情報には、本児の状況として基本的な生活習慣、遊びや行動、友達等との関わりを大きな項目として設け、個別指導計画としても使えるように、具体的なねらい、手立て、その手立てを行った結果どのように変容したかというところまでが記録できるようにしています。また、特徴的なこととして、どのような課題があるかに丸を付けるようにしています。その他にも、保護者の受け止めや合理的配慮事項及び家庭の状況等の記入欄を設けておりますが、全ての欄の記入を必須にしておらず、スペースが不足すれば複数ページに渡ってもよいとする等、子どもに応じて活用することとしています。さらに、教育支援委員会提出用の様式では、園の所見及び保護者の意向を確認した上で、提出するようにしています。

本年度はモデル園として、公立4園（つやま西・つやま東幼稚園、みどりの丘保育所、勝北風の子こども園）及び民間4園（二宮・高野第2・大崎・東津山保育園）という、規模も地域も異なる園で取り組み、検証を行いながら来年度の全園実施を目指したいと考えています。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

①給食だより、4月イチオシ！給食レシピについて（保健給食課）

給食だより、4月イチオシ！給食レシピを発行しました。今月の給食だよりでは、年度の初めということで、津山市の学校給食を紹介しています。給食の内容、給食費、エネルギー量や栄養素の量について紹介するとともに、保護者の方に向けて、朝食の摂取をお願いする記事を載せています。

続いて令和3年度学校給食残食調査の結果をお知らせします。全体の残食率は、前年度と比較して、小学校で減少、中学校では変わらずとなりました。昨年度、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖が続いた状況を考慮すると、各学校で工夫して取り組んでもらった成果が出ているものと考えています。また、津山市学校給食残食減少行動計画の学校別評価では、「A できた」「B おおむねできた」学校の割合が、前年度に比べて増加しています。さらに、各学校の具体的な取組を紹介し、今年度も残食減少の取組を継続するよう校園長会でも周知しました。なお、この調査結果は、市議会にお知らせするとともに、報道連絡も行います。

②津山市教育委員会通信5月号について（学校教育課）

津山市教育委員会通信5月号を発行します。表面には、「津山市特別支援教育ナビゲーター」配置事業の内容を紹介しています。本市では、津山市特別支援教育推進センターを中心に「特別支援教育ナビゲーター」を2名配置し、市内全小中学校への巡回相談を行ったり、学校の実態に応じた研修を企画・実施したりすることで各小中学校の支援体制の強化を図ります。記事では、本事業の概要とともにイメージ図を載せて、分かりやすく説明しています。

裏面には、『つやま郷土学』のスタートをお知らせしています。『つやま郷土学』は、全学年の教育課程に位置づけ、地元である津山の地域・人・もの等について学習するもので、学習を通して郷土愛を育むことを紹介しています。

また、株式会社ナンバホームセンター様から毎年いただいている幸せのたねクーポン券で、花や野菜の種等を購入して大事に育てていること、園芸教室を開催していただき、花について楽しく学習している様子を紹介しています。

③津山市立幼稚園通園バスラッピングお披露目会の実施報告について（こども保育課）

4月7日（木）10時から、つやま西幼稚園において、公立幼稚園通園バスラッピングのお披露目会を実施しました。市長をはじめ、ラッピング事業者である院庄林業株式会社の社長にもご挨拶をいただき、園児からは園歌やお礼の言葉を贈りました。その後、バス4台を開放し自由に見学したり、乗ったりできる時間を設けました。バスのデザインは、通園の様子、植栽、かけっこ、演奏をイメージしており、実際の制服や体操服を取り入れたものになっています。資料の裏面には、お披露目会の様子が載った新聞記事を掲載しています。また、後日、つやま東幼稚園においても、園児がバス2台を体験する機会を設けました。どちらの園でも、子どもたちは大変喜んでバスに触れていました。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会規則に毎月第4木曜日が定例会開催日となっていますが、次回定例会は令和4年5月26日（木）午後1時30分から開催します。 — 全員賛成により決定

(3) その他

なし

8. 閉会

(15 : 12)